

総務課

- ・庶務係
役員・総代・職員に関する事項
営繕に関する事項
- ・総務係
理事会・総代会・監事会・総務部会に関する事項
選挙事務に関する事項
農振除外・農地転用・決済金に関する事項
- ・会計係
予算・決算に関する事項
会計経理に関する事項（現金の出納・預金）

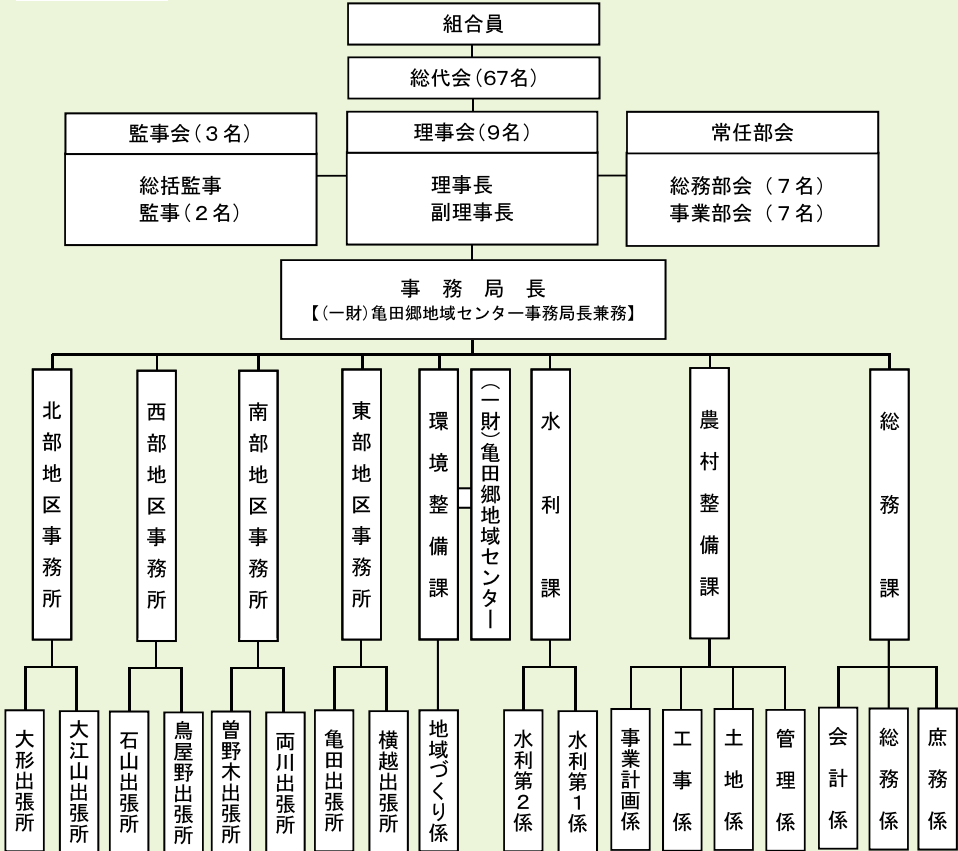
農村整備課

- ・管理係
土地改良財産の管理に関する事項
補助事業等に係る処理に関する事項
農振計画の変更・市街化区域変更に関する事項
- ・土地係
用地測量・境界立会・払下げ処分に関する事項
換地計画に関する事項
- ・事業計画係
事業認可・公的助成金に関する事項
事業部会に関する事項
調査・計画に関する事項
- ・工事係
維持管理工事・その他工事実施に関する事項
国営・県営事業に関する事項
団体営事業・その他事業の計画実施に関する事項

水利課

- ・水利第1係
揚排水機場・水利施設の操作及び維持管理に関する事項
用水管理委員会に関する事項
親松排水機場管理委員会に関する事項
- ・水利第2係
親松排水機場の運転操作・管理・除塵作業に関する事項

【事務組織】



平成26年4月1日より、新たな事務組織で業務にあたることになりました。今後とも組合員の皆様の負託に応えられるよう、役職員一体となって業務に取り組んで参ります。

新事務機構

環境整備課

- ・地域づくり係
農業・地域振興に関する事項
地域の生活環境整備に関する事項
地域用水・環境用水に関する事項
（一財）亀田郷地域センター事務局

地区事務所

- ・出張所
土地原簿、組合員原簿に関する事項
組合費徴収に関する事項（組合費の問い合わせなど）
組合員との連絡および地域活動の推進に関する事項
工区事務に関する事項

平成26年度賦課額（10a当たり）

区 分	一般会計（円）		計（円）	備 考
	共 通 費	各 区 費		
第1区（横 越）	11,500	500	12,000	畑（10a）については定款第24条により田の100分の25の額（共通2,875円、各区125円）
第2区（大江山）	11,500	500	12,000	
第3区（亀 田）	11,500		11,500	
第4区（両 川）	11,500		11,500	
第5区（曾野木）	11,500	500	12,000	
第6区（鳥屋野）	11,500		11,500	
第7区（山 湯）	11,500		11,500	
第8区（石 山）	11,500		11,500	
第9区（大 形）	11,500		11,500	

平成26年度 組 合 費

令書発行 10 月 3 日

納 期 10 月 20 日

- ・現金納入の場合は 10月20日 までに納めて下さい。
- ・口座振替の場合は 10月20日 に引き落とされます。

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知の手続きについて（農地法第3条）

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されておりますので、手続を怠りますと、農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることになります。農地を移動させた場合、速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地をご自分で転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

決 済 金 に つ い て

農地を転用する場合、決済金を納めていただきます。
田 65万円（10 a 当たり） 畑 16.3万円（10 a 当たり）

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周りの農地で負わなければならない、少しでも組合員皆さまの負担を軽減させるための措置です。農地の転用手続きと一緒に支払いいただきます。

賦課内訳書の同封と内容の確認について

平成20年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。何かお気付きの点や、ご不明な点等ございましたら、出張所までお問い合わせください。ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。また、相続や売買等の理由から組合員資格得喪通知書をご提出いただいた際も、土地改良区の方で実地調査等行い、場合によっては必要な手続きをお願いいたしますので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

申請様式のダウンロード

土地改良区への申請や届出、申込みの際の申請様式がホームページ上からダウンロードできるようになりました。いったん印刷の上、必要事項を記入いただいても構いませんし、パソコン上で入力してから印刷いただいても構いません。ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付も要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は出張所へお問い合わせください。
HP アドレス：http://www.kamedagou.jp/download/

油流出事故防止について

一年を通して用水路・排水路への油の流出事故が絶えません。一旦流出してしましますと、消防署・警察署・河川管理者・区役所・土地改良区等全員で出動することとなり、例え意図的でなかったとしても結果責任が問われます。火災の危険性だけでなく、周辺の自然環境へも深刻な影響を与えかねません。万が一、農地にまで汚染が広がってしまいますと、測定調査、作付け補償、土壌改良などその費用は計り知れません。もちろん不法投棄による流出はもってのほかですが、身近にある油類の使用、保管につきましては、今一度ご注意くださいよう、重ねてお願い申し上げます。

